

近代都市空間に関する地理学的研究

遠城, 明雄
九州大学文学研究科史学専攻

<https://doi.org/10.11501/3106913>

出版情報 : 九州大学, 1995, 博士 (文学), 課程博士
バージョン :
権利関係 :

(d) 消費生活の一断面

当時の人々の日常生活がどのような場で、いかなる社会的つながりから維持されていたのだろうか。またそのようなつながりに対して行政はどのような介入をおこないこれを管理しようとしたのか。ここでは日常生活の再生産を支える消費行動からこの点を確認しておきたい。

最初に水の供給をめぐる問題について。

上水道設置以前の水の供給は主に水屋に依存していた。井戸の水量は丸山近辺の井戸から配付される分だけで、8000戸に対して水屋の車は20台程度に過ぎなかった。1荷の賃金を2銭平均と考えると、水屋一人の収入は約1円20銭、1ヶ月平均34.5円になるが、このうち約8円を井戸主に汲取り料として支払わねばならなかった⁶⁸⁾。これ以外は近くの井戸水や天水などを利用してしたが、4~5軒、多い場合には8~9軒に井戸が1個という割合であり、かつ飲料水として不適なものが大半を占めていた(第1-9表)。このために伝染病流行時には労働者や船舶向けに煮沸水の供給がおこなわれている。

また水と衛生観念の関係を考える場合に、湯屋が当時の都市生活のなかで大きな意味を持っていたことは間違いない。

市内の湯屋の数は、1903(明治36)年で約80軒、さらに1911(明治44年)には100軒ほどでその1日の収入高は300人位の入浴者がある計算で1人1銭5厘で4円50銭程度であった⁶⁹⁾。湯屋は東西の二つの組から構成されており、料金は市内中央部が二銭、西部が一銭五厘、東部が一銭であった。入浴者の多くは石炭仲仕が占めていたが、身体を洗わずに湯船に入り水を真っ黒にしてしまうため、「公德心なき入浴者」として批判されており、石炭仲仕以外の入浴者はできるだけ水が汚れていない午前中に入っていたという⁷⁰⁾。湯屋でのこうした経験は、石炭仲仕とそれ以外の利用者では衛生に対する「感覚」が異なっているのではないかと、人々が考えるようになるひとつのきっかけをまさに身体的次元で経験させることになり、この意味で湯屋は身体の「規律化」の必要性を人々に自然のうちに覚醒させる場であったといえる。

なお1917(大正6)年には、水道水の利用や石炭の高騰による設備費の増加、料金をめぐる組合員と非組合員との対立によって湯屋の経営が悪化しているが、市民の三分の二が自宅に風呂をもたない門司市にとって「公衆衛生」という観点からの保護対策が県に対して求められている⁷¹⁾。また行政や衛生組合⁷²⁾による湯屋の衛生改善指導も頻繁におこなわれた。

第 1 - 9 表 井戸水検査(1905年)

検査した総数	2042
真水	596
濾過の上飲用に適する	207
煮沸の上飲用に適する	30
不良水	1209

『門司新報』1905年3月3日

次に魚類や野菜、その他の食料品などの食生活について。

魚屋は市内に「荒割屋」(店持ち)が20人、天秤棒で行商をおこなう「ボテ売り」が50人以上いた⁷⁹⁾ほか、対岸の下関などからも多数の行商人が門司にやってくる。このほかに「シガ売」と呼ばれる行商人がおり、この人々は煎魚干魚スルメや柿梨などの果物を売り歩き、一日50~60銭を収入を得ていた。市内には50人以上のシガ売がいたがその多くは旅渡りの行商人で、夏季になると水屋や水行商⁷⁹⁾などに商売替えする常設店舗をもたない零細な小商人であった⁷⁹⁾。

酒が苛酷な労働条件での疲れを癒すために労働者の生活の中心にあったことはまちがいないが、このほかに労働者の間食としてせんべいや団子などが好まれ、市内にはせんべい屋(菓子商を兼ねる)が60軒ほどもあった。このうち仲仕部屋に隣接しているせんべい屋は毎日3円40銭の売上げがあり、1日2円の収入は他と比較しても相当なものであった⁷⁹⁾。

このほかに特徴的なものとして「ソップ(スープ)」が販売されている。1903年には1合7銭の鶏牛肉ソップを販売する店が1軒と1合1銭五厘の豆ソップを販売する店が2軒ほどで市民の多くに行き渡っていたわけではない。とくに前者は値段が高いため門司市ではあまり売れなかったという。それに対して後者は「「下等労働者」や「貧民」連中に不自由なく滋養の供給をしている」というように労働者の栄養摂取の一部ともなっていた⁷⁹⁾。

最後にその「白色」が衛生観念を象徴していた⁷⁹⁾牛乳の需要についてみておこう。牛乳の販売は社宅や町家などが中心であったが、「下層労働者」も病気の時や滋養のために飲むことが結構あり、その効能がある程度認識されていたと考えられる。その供給方法であるが、牛乳の配達人は、製造元から直接配達する人と受売の小売配達人の二種類に区分される⁷⁹⁾。前者は社宅や町家など月極の顧客に配達していたのに対して、後者はその日その日の振売で1日の賃金は50~80銭であった。なお牛乳に水や米の研汁を混ぜて薄めた不良品を売ることが日常的に行われていたため、警察が配達中に取締を實踐している。

以上のように店舗をもたない行商人や振売などの零細商人が門司の労働者の生活の一端を支えていたことは明らかであろう。その居住場所も同じ環境にあり⁸⁰⁾、また掛売・掛買ではなく現金取引が原則であった両者は相互依存的関係を形成したと考えられる。

ところで牛乳の不正販売に代表される食料品の品質問題は、行政や衛生警察、一部市民にとって「衛生」と「健康」にかかわる重要

な課題として認識されることになる。例えば『門司新報』に次のような投書があった。

「近頃本町通りおける夜店の賑かさは誰しも驚くばかりで此節に於いて広く其の陳列店の区域を拡張して東本町にまで及ぼして居る。……去れども其の置く所の品物に至っては警察の干渉を要するものがあると思ふ。第一如何しい売薬や腐敗に近き食物類、但しは有害甘味混入の飲料物、曰く彼、曰く是と検挙し来らば実に不衛生的のものが多し、少しく取り締まって貰いたい」⁸¹⁾。

このような仮設店舗への取締に加えて、とくに「下層労働者」と密接な関係にあった小売行商人のふるまいが、「下層労働者」に対してと同様に監視／統制の対象になる。

「……中等以下就中日々労働を以て得たる賃銀に衣食する者に至りては品物の良否を選ぶよりも寧ろ安価にして量の大なるを求むるを常とする故其弱点を知り売り付けるは小売行商人の得意とするところなり是れが為め種々の疾病を誘発し不慮の困難に陥るのみならず彼の恐るべき伝染病を特発或いは誘因して流毒を公衆に波及せしむるの例多し……」⁸²⁾。

さらに門司の諸物価の高さが、行政と住民にとって大きな課題となっている。とくに蔬菜類の供給に関しては、土地が狭隘であるため門司市周辺の近郊農業が崩壊もしくは沈滞⁸³⁾し、対岸の下関市の市場に供給量の80～90%を依存していたためかなり割高であり、また商業的にも大きな痛手であった。1927(昭和2)年の門司商業会議所の調査によると、年間で市内生産量11万円、下関から25万円、鉄道での搬入55万円、船舶での搬入5万円、隣接村から7万円で市民消費量約103万円のうち、市内生産量は1割程度に過ぎない⁸⁴⁾。高値に加えて新鮮な野菜が十分に供給されなかったり、天候不順が続くと野菜の供給量が減少するなど、供給の不確実性も問題であった。このような蔬菜の供給方法の改善は、下水改良や学校の建築、道路修繕などと同様の位置付けが要求されるほどで、早い時期から市民生活の安定と門司市の商業繁栄にとって最重要課題のひとつとして考えられていたが抜本的な改善は為されなかった⁸⁵⁾。

さて食料品の品質管理や蔬菜の流通をめぐる以上の諸問題をここでの問題関心に引きつけるならば、伝染病の予防体制の「個別化」と病気に罹らない「健全な身体」を作るための食生活の改善を国家ならびに地方行政が積極的にはじめたという点に収斂されよう。ただ「身体」に対する新しい管理の方法と考えを積極的に受け入れる

人々が次第に作り出されるのであり、この動きを行政を中心とした「上から」の統制という側面だけで捉えるのは一面的であろう。例えば米価騰貴の際に、警察が不良米の抜き打ち検査をおこなっているが、これは多くの人々がそれを望んでいたからこそその強権的な方法も可能になったのである。

(3) 「労働者」像の構成

以上のような生活環境にあった「下層労働者」に対して、その生活を問題視する行政官や医師、学者、ジャーナリズムによって幾重にも監視の視線が張りめぐらされることになる。

ここではこうした人々が、「下層労働者」という自らの記述の対象をどのように見出し、それをある仕方で記述することによって、労働者に対していかなる「表象」を作り上げていたのかを検討する。「下層労働者」に対するステレオタイプの記述は、これからみるように危険な存在としてまた改善されるべき「無知者」としての労働者像を固定化する。この表象はもちろん経済や社会の審級によって規定されてはいるが、それ自身の自律的に作用する次元をもっており、ある場合にはこの表象が具体的な政策を規定し、その実現に大きな役割を果たすのである。

ところで『門司新報』紙上を中心に表われた記事はいくつかのタイプに区分することができる。もちろんこの諸タイプは相互に排他的ではなく浸透的であり、明確に区別できるものではない。

その記述のタイプは、生活慣習の相違を強調するもの（「異なった世界に生きる人々」）、「下層労働者」を衛生問題と関係づけるもの（「害毒と不利益をもたらす人々」）、「下層労働者」の生活環境と「道徳問題」の関連を取上げるもの（「生活改善されるべき人々であり、同時にそれを素直に受容してくれる人々」）、の大きく三つに区分できるように思われる。

以下ではそれぞれの代表的な事例を挙げてその特徴を確認しておこう。

《生活慣習の相違を強調するもの》

【資料1】「…彼等の多くは何か為に働くかの目的を有するのなく日々得る処の賃銭は悉く飲食物に注ぎ込み貯蓄心あるか如きものは極めて稀なり。…彼等の習慣や一種の別物にして只其の日渡りの一小天地を形造れるものと謂ふ可し。」⁸⁶⁾

【資料2】「…門司の下層社会程食物に贅沢をキムるものは殆んど此類を見さるべく米屋は云へり五厘一銭の直段には拘はらないから白ろく搗て油の沢山な上米を呉れよと注文す魚屋は云へり命あつての物種なるが故に値段は兎も角新鮮で甘くて身の為なる物を呉よと云ふと、酒屋の云へり三十銭なんかを飲んでては寿命が短くなるとの小言を毎度耳にせりと…。」⁸⁷⁾

【資料3】「…彼等の生活は実に贅沢である。開戦前は石炭の景況も今日の比にならない位で貧困者も随って多かつた。然るに今日では石炭の価格は殆んど其の絶頂に達しおまけに仲仕も他の方面に奪はれて其の数を減じ本年に入りても賃金を引上げられて先づ懐合は善くなって居る。…故に如何しても男女平均貳拾余銭は一日余ます筈なる。悲しひ事には彼等の特性として余りたる金額は之を貯蓄せず身分には不相応の食料を買い或いは果物を食ひ、氷を飲み芝居を見るといふ具合で費し盡すのを能事としている。…」⁸⁸⁾

いずれも「下層労働者」の食生活の「豪華さ」に関心を寄せている点で共通している。「その日暮し」という時間観念と生活形式、とくに「貯蓄」という「未来」を想定する連続的な時間観念に基づく考えへの無関心は、それを当然として捉えている人々からは理解できない生活慣習の持主としての位置を付与される。

しかしながらここで観察者が「理解できないこと」を皮肉のこもった「憐れみ」の感情によって解釈していることも、「身分の不相応」という言葉が使われていることから明らかであろう。異質な「生活慣習」という絶対的な差異が、社会階層内部の上下関係という相対的な差異へと変換されているのである。そして「身分」がある社会的な位置を自ら占めていることを主観的に認識していることを前提とするならば、「仲仕の家に生れて…一生仲仕で暮すと決心してる者は少ない只一時の活路に屈辱を忍んで辛抱してるのが沢山ある…」⁸⁹⁾との指摘が示すように、「下層労働者」のなかにも自らの社会を「一段下の社会」として認識していた者がいたと考えられる。この時に「下層労働者」とそれを記述する人々の間に、ある社会階層を成立させている同一の前提が共有されていることになり、社会階層を上昇するための競争が人々を捕えていくのである。

《衛生問題と関連づけるもの》

【資料4】「黒死病の巢窟地たる香港広東の往來は本邦中我が関門程頻繁なる港はあらざるべし…加ふるに我が門司の地たる黒死病の原因と称する飲料水に於て欠点なり、而して特に憂慮すべきは我

が門司港に於て最下層の生活をなす四千人の仲仕土方を有せり……
関門は、黒死病に向つて実に此の二要素を備えり。」⁹⁰⁾

【資料5】佐藤県衛生技師の談話「殊に門司邊に行つて見ると、大道の夜店に賣つて居る西瓜の切賣を立食するやら、温い飴湯を飲むやら、怪しげな冷素麵を舌鼓を打つて食ふやら、平生でさえ危険な事を平気でやって居て、サー隣家に虎列拉が起つたと聞くと直様他へ逃出すといふ様な工合ですから傳播豫防上誠に困つて居る。」⁹¹⁾

【資料6】「…然レ共彼ノ仲仕、土方ナルモノハ、世ニ所謂無頼漢ト稱スルモノト一般、無資産ノ徒ニシテ、諸府縣下ヨリ來集セリ。彼等多クハ狹隘不潔ナル小家ニ、男女七八名、若シクハ拾餘名モ同居シ、出入常ナク、戸籍上ハ勿論、警察上ナリ、風俗上ナリ、衛生上ナリ、其取締ノ至難ナル、殊ニ納税上ニ至リテハ、實ニ容易ナラザル手數ヲ要セリ。已ニ一昨年ヨリ、年々流行ノ虎列拉、天然痘、赤痢等ノ患者ハ、概ネ十中ノ九歩ハ、是等仲仕、土方ノ親族ナリ。抑モ本港開設日尚ホ浅ク、為メニ飲料水ニ乏シク、亦下悪水路ノ構造未ダ全カラズ、避病院ノ設ケアルモ、在來ノ矮屋其用ニ充ルヘカラズ。…」⁹²⁾

【資料7】

私立門司病院長亀谷環「市内のコレラ豫防撲滅策に就て」⁹³⁾。

(1)土地の高低と公衆予防上の注意

(甲)(イ)水源 (乙)(イ)水 (D)清潔法 (H)食器の消毒附手洗水

(2)紳士の門司と仲仕の門司

(3)交通遮断の家

(4)伝染病経路の研究

(5)届出

(6)コレラ予防液の注射

(7)飲食物の注意

(2)「紳士の門司と仲仕の門司」

「…市は此仲仕によりて其繁榮を見るもの多しと雖も亦之と同時に仲仕に因りて其災害を大にするもの亦少なしとせず、…之を目下の状態に照らし其病毒を蒙むるもの主として仲仕に多きは其生活の途に於て如何に彼等が非衛生的なるかを証して餘りあり、而も此非衛生的の社会にして之を市内各所に散在せしむるもの市の危険に於て其虞最も甚だしきのみならず之を保護し其衛生的便宜を與へ災害を未然に防ぐに於ても亦其不便擧げて言ふべからざるものならん。」

社会施設の未整備が指摘されながらも、それはどちらかというところ「付随的な」理由に位置付けられ、様々な問題の原因が仲仕など「下層労働者」のふるまいに転嫁されている。最終的には次節でもみるように「下層労働者」を一ヶ所に集中させることが伝染病予防に対する最も重要な施策であることが強調されることになる。

とくに【資料7】の病院長の言説には大きな特徴がある。一見して、「(2)紳士の門司と仲仕の門司」はほかの項目とはその性格を異にする。(2)以外の項目は流行中のコレラへの直接的な対処であるのに対して、この「二つの門司」の主張は、それ以外の因果関係に基づく「科学的な説明」とは異質である。しかし同列に扱われることで仲仕のふるまいが伝染病の流行と直接的な因果関係のなかで把握されることになる。

この記事は1902(明治35)年のコレラ流行時に発表されており、その社会的背景とも結びついて大きな力をもったのではないかと想像される。

《生活環境を問題にするもの》

【資料8】「…衛生的に且つ日常生活に便益を欠かざる住宅。換言すれば細民的住宅の乏しきに在り。想ふに労働者の品位の上否は単に高き賃銀と潤沢なる滋養とを以て定むるを得ず必ずや其住居を外して敢て社界の進歩を窺ふことを得ざるなり。蓋し住家は常に雨露風雪を凌ぐに止らず愛の淵源にして又徳の修養所なり労働も爰に慰藉せられ貯蓄の念も亦此が為に発す。…」⁹⁴⁾(傍点は筆者)

【資料9】小河滋次郎法学博士による視察

「…全国多数の貧民窟中門司の如き不潔汚穢極まれる状態に甘んじ居るものは稀なり、之に反し其収入に至りては世間の貧民と異り優に小役人位の収入あり。彼等貧民は指導宜しきを得ば漸次改善するを得べく。…其改善の第一歩としては先づ彼等に完全なる住居を與ふる事にして労働者部落を特設して彼等の生活状態を改善し普通生活状態と爲さしむるにあり…」⁹⁵⁾

【資料10】『門司新報』の記者の体験談

「…彼れ細民にも漸次衛生的思想と各自己れを救済すべき貯蓄の觀念とを注入して見たいと思ふ…。…細民等にも此の暖き社会の同情に向つて敬意を払ふべき觀念を注入せねば到底善良なる細民救済の実を挙ぐる事は困難であらう…」⁹⁶⁾

「下層労働者」のふるまいを直接的に問題にするよりも、むしろ

仲仕住宅の内外の生活環境全体の改善が道德問題と結びつけられて認識されている点にこの言説の特徴がある。つまり良好な住宅の提供によって人々の態度も改善され、社会秩序の達成が可能になるといように、「空間」と「社会」を結びつける考え—空間を通して社会秩序を維持する発想—が社会事業家をはじめとした人々のなかで重要な位置を占めるようになったのである。こうした空間的秩序のなかで「下層労働者」は危険な存在ではありながらも単に否定されるのではなく、救済・「啓蒙」すべき対象として認識されることになる。1913(大正2)年に大阪府嘱託となった小河滋次郎⁹⁷⁾の言説に象徴的に表われているこのような空間と社会秩序との相互関係は、のちに民間事業家の活動に依拠し地区を単位として展開された方面委員事業へとつながるものである。

第2節 伝染病と「衛生問題」の諸相

「衛生」改善はとくに通気や換気の改良や汚水の排水に対する関心として表われるが、それは都市生活の維持が様々なレベルでの円滑な「循環」—水・モノ・ヒト—によってはじめて達成されるという認識に基づいている。

しかしながら日本の近代都市において、こうした都市構造の抜本的な改革—上下水道の敷設、道路の舗装、不良住宅改良など—の必要性が認識されていたものの、実際に建造されるまでは長い時間を要した。その代わりに、衛生警察による治安維持を意識した衛生対策が展開されることになるが、「循環」に対する関心と同時に「監視すること」への関心がその内部に強く存在していたのである。

(1) 伝染病と防疫政策

(a) 伝染病への応急的対応

コレラなどの伝染病が発生した場合の応急対策は、基本的には患者宅周辺の道路封鎖による交通の遮断と患者の避病院への隔離という二点であった⁹⁸⁾。

しかしながら交通遮断という方法は、患者側にとっては商売などが自由にできなくなること、警察側にとっては封鎖期間中、封鎖している家に食物を届けるなどの業務をおこなわなければならないた

めに、多くの人員を必要することなど、双方にとってあまり経済的な対応策とはいえなかった。例えば、1907(明治40)年のコレラ流行時に門司を視察した桜井県警察部長は、「…従来までの方法は茲に一名の患者を発生し其患者を避病院に送り他の健康家族は一定期間交通遮断を行なひ巡査は之を監督し又一面よりは炊事の用便をなす等の煩あるが斯の如くして遮断中のも現今百幾十戸ありて百幾十名の巡査は之に配すべき割合となりされば別に隔離所を設けて患家の家族は悉く之に収容(病毒潜伏期間即ち五日間)尚又た患家と炊事場、井戸、便所等と同ふし病毒蔓延の虞ある他の家族も齊しく之に収容し…」⁹⁹⁾と語り、患者の家族用の隔離所設置を検討している。これは患者のみならずその家族も危険な存在とみなすことで「隔離」という方法が拡張されることを意味する。

一方で当時の「避病院」の多くは、それ自体が衛生的とはいえず不備を抱えた施設であり、この病院それ自体が人々に大きな不安を与える材料となった。門司市の最初の避病院は、板小屋一棟(6間、2間半)と藁小屋一棟(3間、2間半)という狭隘で不潔なもので収容できる患者も10人程度であった。このような「避病院」に対する民衆のイメージは、一度入ったら死んでしか外にでることができないというものが根強く、また交通遮断ということもあって、巡回してくる検疫官に対して遺体や患者を隠蔽することが多くあった。天井裏や床下のみならず便所の中などその隠れ方は徹底している。

「其伝播(天然痘や赤痢)ノ原因ハ多クハ隠蔽ナリ。其隠蔽ノ実況ハ全ク避病院ノ完全ナラサルガ為メ、入院ヲ忌ムト、多人数ノ患者ヲ入ルル事能ハザル因ルナリ」¹⁰⁰⁾。

「是まで一般の患者は避病院とさへ云へば病を治する處にはあらで却って病死する場所の如く考へ避病院に送らるれば生きて帰るとは出来ぬものと信じ居り為めに伝染病に罹るも隠し得る限りは人に隠し自宅に潜んで手治療を爲し甚だしきは医士の診察をも受けず自分勝手に草根木皮を服し終に一家内に傳播し蔽べからざるに至り始めて避病院に送られ病院に入つて後は長く隠蔽せし為めに病は益々重く一命を捨つるもの少なからず……」¹⁰¹⁾。

このような状態は伝染病のさらなる蔓延の引き金ともなっており、行政側としてもその対策をはじめざるを得ない。1895(明治28)年に大久保海岸に新しい避病院が新築され施設的には一定の改善が実施された(建設費3300円、地方税補助2700円、町税600円)。また名称も「避病院」から「伝染病院」へと変化した。人々が「避病院」に有する負のイメージを変えるまでには至らなかった。例えば、

「門司傳染病院に望む」と題された投書は、「患者の多くは社会の中流以下にあり而して是等社会の頭脳には如何に傳染病院を誤解し居る乎彼等の多くは云ふ傳染病院に入院すれば到底生きて還る見込なしと斯るが故に彼等社会にして若し患者ある時は往々是れを隠蔽し或は医師の届出に逢ふて遁走する」というように全く効果が挙がっていない点を強調している¹⁰²⁾。

これに加えて患者の氏名、住所、職業が新聞紙上に掲載されるようになること、家族はその不利益のため一層、患者を隠蔽することになった。

このような「都市下層社会」の態度は、「衛生」という知識を獲得してしまった者にとっては「遅れた蒙昧」として評価されることが常であった。しかしながらこの対立は知識の質と量の相違ではなく、「生活様式」全体の相違であったと考えるべきであろう。明治10年代の「コレラ一揆」がそうであったように、「都市下層社会」が持つ独自の論理が「病院」という空間に対する忌避を生み出しているのである。しかし両者の対立は知識の注入／「啓蒙」の必要性という次元および予防がもつ「経済性」の次元へと矮小化されてしまう。そしてこの次元において市内に散在している「下層労働者」の取締および保護が議論されるのである。

上述したように「下層労働者」の集住地区は病気の温床として認識されていた。ここで注目すべきは、明治30年代に労働者の取締および保護が問題として認識され、議論される過程で、『門司新報』紙上に労働者の「一般社会」からの分離・「囲い込み」策が何度かにわたって掲載されたことである。

例えば、「門司石炭仲仕の総数四千人に下らず、而して彼等生活の現状は果して如何なるか、会社は仲仕の居と接し、商家は仲仕の住と隣り、混同錯雑殆んど其の醜体を極め居れり、門司市の体面を保つ上に於て、仲仕別居の策を講ずるは、今日の尤も急務たるを信ず……門司市の一隅に一の仲仕町を造るに於て……即ち門司市の体面此に依って保ち、風俗の取締此に依て便を得、衛生の道此に依て開け、無数の利益は此れに伴ふて挙がり……」¹⁰³⁾(下線は筆者)。

さらに「……四周に一大溝渠を穿ち一定の出入口の外は他の市民居住地と交通し得られざる別天地を作り…市は相当の補助を與ふる代償として敷地家屋の構造及飲料水の供給汚水排渫通風採光等の點に對し十分に干涉し現今の彼等住所に比し大に完全なる構へをなし各所に散在する下等労働者を擧げて之に移住せしめ其要所出入口等に巡查を配置し絶へず其動作を監視し……又彼等を唯一の顧客とせる市内幾十軒の小料理屋淫売等も漸次他に移転するに至るべければ市の外観を保全するの點に於ては又市民の風紀を維持する點に於ても極めて好都合なるべし……」¹⁰⁴⁾

ここで労働者の存在が門司市にとって必要不可欠であり、それをもたらす経済的な利益を享受しつつも労働者の管理する方法として「囲い込み」が構想されている。さらに留意すべきことは、労働者の無作法、貧弱な服装などが外国人の目に触れることもその理由のひとつとして挙げられていることであり、「国際港」としての体面という点でも「下層労働者」は厄介者の存在であった。

このような計画が実際に行なわれることはなかったが、分離・囲い込みという発想は伝染病が流行した際に取りられた「交通遮断」と「隔離」と同じ構造を有しているといえるのではないだろうか。

しかしながら伝染病の流行時の小規模な「囲い込み」と労働者の存在それ自体を隔離してしまおうという大規模な「囲い込み」は次第に、より微細でいたる所にわたる別の方法へと転換される。むしろ二つの方法は同時に並存しているが、もうひとつの方式はより「生産的」であり、「自己規律的」である点で囲い込みとは性格を異にする¹⁰⁵⁾。つまり伝染病の発生を防ぐこと、さらには不潔であることを恥じるような感性を生み出すことがここで課題となってくる。事後的な処理ではなく「予防」していくこと、さらには「健康」を作り出していくこと、そしてそのために都市空間を管理していくことが市当局にとって最大の問題となる。

それは本来、上下水道の設置など日常生活の社会的基盤の整備へとつながるはずであった。しかし伝染病をはじめとした病気を複雑で微妙な自然／社会環境との関連で把握する「生態学的な発想」は、財政問題も関係して、その重要性を認められながらも人々に採用されにくかった。これに対して経済的にも安価であり、「進歩」という観念とも結びつきやすい「細菌にのみ着目する発想」が優位にたつ。そしてこの発想に基づいて都市空間の管理が細部にわたって進められることになる。

(b) 予防対策をめぐって

① 「捕鼠」と衛生展覧会

「捕鼠」は1900(明治33)年に東京市が黒死病すなわちペストの対策として勵行したのをきっかけとして全国にひろがり、門司市でも明治38年6月から開始された。有菌鼠が発見されることがほとんどなかったことなど、その現実的な効果は必ずしも期待されたほどではなかったが、むしろ人々がこの行為に熱中することで、この行為が人々の「感覚」のありかたに一定の影響を及ぼしたことは間違いないであろう¹⁰⁶⁾。

鼠は東本町、柴町、日出町の各派出所と市役所で1匹2銭から5銭の値段で買い上げられていた。捕鼠開始以降の買上げ高は(第1-10表)の通りである。明治末から大正初期にかけて年間6~7万匹に達しているが、ペストの発生がなかったことや捕鼠業者が転業したことにより1919(大正8)年から3万匹に減少している。また有菌鼠が発見された場合は、市が直接に人夫を雇って捕鼠を実行した。このほかに門司港務部がガス殺鼠法によって停泊中の艦船の消毒をおこなっており、門司市全体でみた場合に、相当数の鼠が毎日殺されていたことになる。

明治末の鼠買上げ高は1日およそ200匹程度であったが、そのうち半分は普通の市民が、「一頭二頭と長い尾を糸で縛って持って来るか或いは古新聞紙に包んで来るのであり、倉庫に務める仲仕などにとっては小遣い稼ぎのひとつとなっていた。また捕鼠を奨励するために月一回の抽選があり、1等で5円、2等2円50銭、3等で50銭で当れば、当時としては相当な臨時収入となった。

これに対して他の半数は鼠捕りを職業として人達によっている。鼠捕り業者は門司市内に4~5人でその収入を平均すると1人1日約66銭であったが¹⁰⁷⁾、一般家庭に捕鼠の方法が普及したため専門業者は次第に減少した。

捕鼠のほかにも人々に「衛生」という考えとふるまいを意識化させる催しがいくつも開かれている。

例えば伝染病予防練習会といった催しがおこなわれているが、この会ではコレラ患者の具体的な事例を挙げて、それに対する消毒法が場所ごとの消毒の仕方を中心としてこと細かに示されており、いわばコレラ予防の「仮想」訓練の実施であった¹⁰⁸⁾。

衛生幻燈会は、幻燈によって医師が病毒の原因の説明をおこなうもので、小学校や劇場、寺院や神社などで頻繁に開かれている¹⁰⁹⁾。さらにこうした催しが大規模化し、より視覚に訴える形で具体化したのが衛生展覧会である。1911(明治44)年の陸軍大演習前におこなわれた衛生展覧会では飲料水試験から薬品、病理標本に至る1000点以上の衛生標本が出品された。その観覧者は学校の生徒が中心であったが、一般市民の関心を喚起するために、入場券に福引券をつけ目覚し時計などの景品約5000点が準備されている。このような人集めをしなければならぬこと自体、人々の「衛生」への関心の低さを示していると考えられ、また集った人々にその内容がどのように「理解」されたのかは定かではない¹¹⁰⁾。

また衛生講話会も学校、寺、教会、劇場を舞台にして頻繁に開催された。講演内容は時期によって異なっており、それ自体が衛生問題に対する当時の認識の枠組を知るうえで重要であるが、ここでは十分な検討ができない。そこで少し時期が新しいが1929(昭和4)年

第 1 - 1 0 表 買い上げた捕鼠数

明治 38年	12495
39年	79951
40年	65208
41年	70155
42年	51703
43年	69075
44年	76315
大正元年	63876
2年	69801
3年	79696
4年	71661
5年	64425
6年	58263
7年	55660
8年	32910
9年	30751
10年	30751

注)明治 38年は 6月 20日からの数字。

資料 : 明治 38年から 44年の数字は『門司新報』1912年 1月 1日。

大正元年から 10年までの数字は『門司新報』1922年 7月 12日。

に葛葉町で開かれた門司衛生講話会の内容をみると、

- (1)市街道路撒水實行を怠らざること。
- (2)清潔なる衣服を着け飲食物に注意する外住居内を清潔にし且空気の流通を計ること。
- (3)飲料水としては出来得る丈水道水を使用すること。
- (4)傳染病毒の媒介を為す蠅の撲滅を計ること

など、病源菌に関する知識よりも基本的な予防手段が強調されている。またこの時期の講演会では、市内各戸より1名以上必ず出席させる方針がとられていた¹¹¹⁾。

以上のような諸活動は「知識としての衛生」を人々に提示することが主眼であったように考えられる。そこで人々は標本を見て話を聞くだけで、必ずしも積極的な関与をしていたとはいえない。したがってこの「知識」が具体的な活動のなかで人々の手によって実践される必要が生じる。年2~4回と傳染病流行時の「清潔法」の実施はそのような実践の第一歩であった。

② 「清潔法」の実施

清潔法は大きく、春と冬などの季節ごとにおこなわれる清潔法とコレラなどの傳染病が発生した際に隨時おこなわれるものと区別される。その手順は、市内を幾つかの地区に区分し1日1地区ずつ実施され、警察官や市官吏の立合・指示によって下水溝や尿溜、湿気のある場所への石灰粉の散布、汚泥の除去、床下の掃除と通気、寝具などの虫干し、食器の煮沸がおこなわれた¹¹²⁾。

最初に1895(明治28)年のコレラ流行時における清潔法の様子を見ておこう。

初めて患者が発生した3月8日から8月2日までの患者数を職業別にみると、石炭仲仕131、船乗49、雇人44、無職31、大工12、雜商11、雜業11、行旅6、官吏4、帰朝軍人2、となっており、石炭仲仕の患者が多数を占めていた¹¹³⁾。5月にはいると警察官20名により清潔法が実施され、病人の有無などの戸別調査の実施、町の各所に患者の統計表を掲げて市民に注意を促すといった予防対策がとられた。また各会社や石炭商組合からの義援金が予防費や避病院費用に充てられたほか、九州鉄道が海岸など7ヶ所に給湯場を設けて、石炭仲仕など労働者に湯茶を供給しており、その量は1日100石以上になっている¹¹⁴⁾。

こうした予防対策にもかかわらず、なかなかコレラが終焉しないため、9月の臨時検疫官会議において、検疫官3名ないし5名、警部3名ないし5名、巡査50名が臨時に派遣され一週間の予定で大消毒を

行なうことが決定された。人夫1000名を雇い、費用は全体で500円が計上されるという大掛かりなもので、以下の施策が実行された。

- ・井戸を悉皆浚渫すること。
- ・家屋内及び其近傍にして湿潤不潔の地には石灰乳を灌くこと。
- ・流し先下水溜下水路下水溝等には悉て多量の石灰を投入すること。
- ・塵芥は一定の地に運搬し悉く焼却すること。
- ・各戸に就き自衛の法を大に論戒すること。¹¹⁵⁾

全町を14区に分け、一区ごとに警部あるいは検疫官1名、巡査3,4名ないし1,2名の指揮監督の下におこなわれた。それに加えて1. 飲食物と食器の管理と検査、2. 料理屋宿屋飲食店などの飲食物の検査、3. 午後10時以後の料理屋などでの飲酒の禁止、4. 仲仕などの酒宴は散会させること、5. 飲食物などの差止め、¹¹⁶⁾などとくに飲食物に関する監視が強化されている。

また1902(明治35)年のコレラ発生の際に『門司新報』にコレラ予防法の要点が掲載された¹¹⁷⁾が、

- ・石炭仲仕及び海運業船頭人夫に毎日健康診断を行ふこと。
- ・一般清潔法を持続せしめ衛生組長及該当監吏に於て充分監督すること。
- ・乞食浮浪の徒は退去せしむること。
- ・警察署に於て毎日戸口調査をなすこと。
- ・健康診断は市医をして市吏員警察官共に立合わせしむること。

といった項目に加えて、石炭仲仕の居住宅に清潔法を実施、健康診断や、沖仲仕に対して上陸の際に消毒をおこなうなど、石炭仲仕への重点的な管理/監視が強調されている。また門司市公報(第1-11表)は身体と住宅環境への特別な注意を促している。

このほか戦時という「外圧」に際して取締は一層強化される。例えば日露戦争時には「対時局衛生設備」として厳しい衛生監視が実行されており、警察署と協同して市を6つの衛生区に区分し、毎区巡査2名掃除巡視1名人夫7人荷車2両づつを配置して受持地区内の調査・監視を行わせている。具体的には健康状態、急性患者死亡の有無、駆鼠および斃鼠の搜索、街路便所劇場寄席など多くの人々が集まる場所に対する特別注意などがその仕事であった。また健康診断医2名が置かれ健康診断のほか、急性病ないし疑わしい患者の診断、検便や斃鼠の細菌検査などに従事している¹¹⁸⁾。

以上のように清潔法の実施によって「監視」が都市空間の隅々にまで及ぶことになり、それとともに都市空間での様々な「循環」も部分的にであるがより確実なものとして機能していくことになる。

身体に関する注意

1. 身体は清潔を主とし胃腸を害すをなきを期すべし
2. 毎朝起床後可成冷水洗拭を行ふべし
3. 臥床の際胸腹部を暴露し冷却せしむべからず
4. 過度の労働其他身体の衰弱を来すが如き事は可成之を慎むべし
5. 衣服寝具は清潔を保ち時々日光に曝すべし
6. 身体の違和特に汚濁の諸症に罹りたるときは速に医師の診断を受くるべし

家屋内外の注意

1. 家屋内外は絶へず掃除し清潔を保つべし
2. 家屋内外押込等は晴天時に際し充分開放して空気の流入を計るべし
3. 家屋内外湿気ある場所は充分乾燥せしむべし
4. 井戸端流先は清浄にすべし
5. 両便所は時々之を汲取り十倍石灰乳又は廿倍石灰酸水を撒布すべし
6. 鼠蠅等の駆除を勉むべし其他衛生上必要の事項

なお飲食物に関する注意(11項目)は省略した。『門司新報』1902年6月19日。

それではこうした清潔法は人々にどのように受け止められていたのだろうか。

例えば、1894(明治27)年に清潔法が実施された際に、石炭仲仕の住居は官吏の命令に背いて一向に実施しないので警察署長が小頭を呼んで注意しており¹¹⁹⁾、清潔法の実施とその程度には地区ごとに相違があったことが想像される。

このように人々が自ら積極的に清潔法に協力していたわけではなく、またそれは全国的な問題でもあった。1895(明治28)年の訓令によって清潔法の責任が市町村の自治体に負わされることになったが同年臨時検疫部長となった長与専齊はその理由として、個人に任せしておく行き届いた清潔法が実施されない点を指摘している¹²⁰⁾。

しかしながら次の投書は、このような制度変更後もこの問題点が解決されていないことを指摘している。

「…而して伝染地は白木崎に限れるが如し該方面は比較的の不潔なるは言はずものごと其消毒的清潔法施行の如きも常に当局者の務むる處なるも如何せん其住民の種族が衛生思想に乏しきを以て随つて当局者の意志の貫徹せざるものあり」¹²¹⁾。また「…門司の借家を見に行きました處がさすがに春季大掃除の後にて清潔にはなりましたが溝蓋を取れば臭氣を衝きおはぐる然たる泥水は溝に満ちありしには驚きました。春季大掃除は名ばかりで其實行なわれていません検査官はふところ手をして検査を済ませしものと見えます」¹²²⁾。

したがって市当局や警察の方針とは対照的に、明治期に清潔法が市民の間に深く浸透し、実行されていたとは考えにくい。さらに警察内部の衛生に対する認識が一枚岩であったとは想像できない。1893(明治26)年の地方官官制の大幅な改正により、衛生事務が警察の所管に移るが、警察官にとっても衛生事務は危険な仕事であり、特に個々の警察官や検査官の衛生問題に対する関心が高いものであったとはいにくい。

「…特に下水の不潔、街道の不整、邸宅の庭、裏床下等の汚穢、是を衛生眼より通覽するときは寧ろ却つて恐るべきものあり、斯の如きは警察官たるもの決して捨棄すべきに非るは勿論、進んで干渉を試むるも素より可なり……」¹²³⁾。

さらに「衛生上の注意均一なれ」という記事によると、衛生の取り締まりに関して警察官の監視が一様でない点が問題とされるところに。その一例として鎮西橋沿道に放置されている塵芥が指摘されるが、その場所が「下層」労働者の往来する場所である点が強調されている¹²⁴⁾。いずれにしても衛生に関して警察の積極的な介入が求められていることがわかる。

このように清潔法は実効性に薄い側面があったことを否定できないと考えるが、それは巡幸や陸軍特別大演習、戦時および軍隊の凱

族などを契機として、より厳しく徹底した取締活動をそのうちに備えていくようになる。そして上述したような様々な言説によって特に「負」の表象を固着化させられ、積極的に改善されるべき「問題地区」として認識されていた「仲仕集住地区」に対して、その改造が具体的に実行されるのはまさにこうした全市的な対応を迫られる出来事を媒介としていた。

門司では1902(明治35)年に巡幸があった際に、コレラが蔓延していたため天皇が大里から上陸するという出来事があり、1911(明治44)年の巡幸には衛生をめぐって細心の注意が払われている。

市役所衛生係と警察署合同の厳しい衛生指導がおこなわれているが、そのなかでも石炭仲仕など労働者の集住地区には県検疫医と市健康診断医が巡査立合いのもと一戸ごとに調査をおこない、煮沸水使用を奨励したり、また米価高騰の時期でもあり市内を42区に区別して各飲食店及び小売行商人の現品を調査し¹²⁵⁾、さらには塵箱の設置の有無の調査にいたるまで「きめ細かな」監視も実践されている¹²⁶⁾。

ここでさらに注目されることは、「其住家は僅かに三疊敷の狭隘なるの拘らず五六人の家族居住し疊一枚に二人平均位起臥を為し下水路、便所、井戸側、流先、塵溜等最も衛生上注意を要すべき夏季に際し之が改良を爲すの必要あり」という仲仕の集住地区は単なる衛生法だけでは効果が挙がらないため、根本的な設備の改良が官民一体で進められたことである¹²⁷⁾。まず警察は仲仕集住地区の家屋所有者を呼びだして、その家屋の貧弱な施設(井戸、便所、下水の汚物など)を改善するように説諭した¹²⁸⁾。具体的には、汚水の流れを良くするため下水道を改良すること、5~8軒ごとに共同の炊事場を設けること、共同便所を設けること、塵芥箱を設置することなどの方針が決定されたが、警察の勧告によって便所や下水の設備改良をおこなったのは一部の家主だけで残りは警察の注文を実行していない¹²⁹⁾。

なおこうした劣悪な生活環境の背後には暴利を貪る家主の姿が見え隠れする。長屋を20軒建てるのに300~400円で済むが、その家賃が1戸1円50銭程度でも月30円の収入になったからである¹³⁰⁾。家主が自らの利益だけに専心することは都市の社会秩序を不安定にするものとして厳しく批判されることになる。

このようにして「清潔法」は繰り返し実施されているが、それは必ずしも成功しているとはいえなかった。当時、その原因のひとつが居住者の衛生思想が乏しいため当局者の意図が貫徹しない点にあると認識されており、予防のためにも市民一般の衛生思想を喚起することが重要であると考えられていた¹³¹⁾。

「衛生思想」の喚起を含めた日常的な予防の衛生活動の重要性は
かなり早くから認識されていたが、それはより恒常的な制度として
の「衛生組合」の設置へとつながる。

③ 衛生組合の組織化とその活動の実態

門司の衛生組合は1891(明治24)年に組織されているが、その当時
の活動の実態は不明な点が多い。そこで最初に1895(明治28)年、
1900(明治33)年、1906(明治39)年のそれぞれの衛生組合同規約をみる
ことで、その内容の変化から衛生組合の役割や位置付けの変遷を追
うことにしたい。

なお各規約は1895年分はすべて、残りの2年は一部の抜粋である。

門司町衛生組合同規約(明治28年)¹³²⁾

- 第一條 本組合は左の十七区域に分ち各組合を組織する者とす。
小森江、葛葉、葛葉社宅、白木崎、清滝、清滝社宅、庄司、
本村、畑田、井戸、旧門司、田野浦、甲乙丙三組、埋築地、
栄町。
- 第二條 組合の名称は某衛生組合とし各戸前に左の如き紙票を貼
付する事(紙票略)。
- 第三條 各組合に組長一名及び予防委員二名を置き任期を三ケ年
とし組合員に於て互選する事。
- 第四條 組合長及び予防委員は町長の指揮監督を受け其事務に従
事する事。
- 第五條 組合長並に予防委員にして該事務に服せしときは其部度
日当金五拾銭を支給する事。
- 第六條 前條費用は其組合の負担とす。
- 第七條 組合員は常に撰生に注意するは勿論且家屋の内外を清潔
にし一朝伝染病発生せしときは予防上一層注意する事。
- 第八條 本組合に伝染病生せしときは勿論猶疑はしき患者()を
発せしときは即時組合長又は予防委員に通知し若くは町役場
警察署に報告する事。
- 第九條 組合内に伝染病発したるとき各自予防上の細目は其部度
集会の上規約する事。

門司市衛生組合規約(明治33年)¹³³⁾

第一章 組合履行要件

第一條 本区域に於て衛生組合を設置し組合内清潔法伝染病予防
救治并に消毒法其他衛生上諸般の事を履行す。

第二條 本組合に於て履行する規約の事項左の如し。

第一 衛生上に関する市長及警察署長の訓達を嚴重に遵守する
事。

第二 常に飲食物に注意し尚伝染病流行の季節等には左の飲食物
は之れを用いざること。

不消化物及び未熟の菓菜腐敗に傾きたる魚肉類其他摂生に
害ある飲食物。

第三 平常左の清潔法を行ふ事。

一 常に家屋内外を清潔に掃除し室内は空気の流通を能くす
ること。

二 井戸端流し先及下水等は汚水の溜滞は勿論不潔ならざる
様注意すること。

三 兩便所は平素多量至らざる様注意すること。

四 牛馬家禽類を飼養するものは時々厩鳥屋等を清潔に掃除
し牛馬の蓐草等は甚だしく汚湿せざる内乾草と入れ替へ
を為すこと。

第二章 役員及び選挙

第三條 本組合に正副長各一名を置く。

第四條 正副組長は組合内に居住し公民権を有するものより選挙
する。

第六條 正副組長の住所氏名は市長及び警察署長に届出ること其
変更のとき亦同じ。

第八條 正副組長の任期は満二ケ年とす。

但任期中正当な事由に依り辞任せしときは臨時選挙を行ふも
のとき若し組合に於て一週間を経るも尚補欠選挙を行はざる
ときは市長警察署長協商の上組合員中に就き之を指定する。

第九條 組長は左の帳簿を備へ置く事。

一 諸通達、二 組合人名簿、三 患者名簿、四 消毒薬及
消毒器具設備台帳、五 組合費徴収原簿、六 諸物品購入代
価支払帳、七 日誌。

門司市衛生組合規約(明治39年)¹³⁴⁾

第一條 門司市衛生は明治31年福岡県訓令第三百九号に據り之を設置す。其組合区域は別表定むる処による(別表略)。

第二條 門司市衛生組合は本規約の定むる所に従ひ組合内の一般衛生及伝染病予防に関し義務を負担する。

第五條 組長副組長は警察官吏、衛生官吏、検疫委員又は市長の指揮監督を受け諸般の事務に従事す。

第七條 組長副組長の任期は満二ケ年とす。但し再選を妨げず。

第八條 組長副組長には其組合に於て左表に依り年手当等を支給するものとす。

	組長	副組長
二十戸以上	三円以上	二円以上
五十戸まで	七円まで	五円まで
五十一戸以上	八円以上	五円以上
上百戸まで	十二円迄	八円まで
百一戸以上	十二円以上	八円以上
二百戸まで	十五円迄	十円まで
二百一戸以上	十五円以上	十円以上

第九條 組合員は平素飲食衣服の撰生に注意し就中左記各項を励行する者とす。

一 不熱又は腐敗の虞あるものを飲食せざる事。

一 不良の水を飲用せざる事。

一 衣服夜具等は時々洗濯を為し清潔ならしむる事。

一 家屋の内外は清潔に掃除し力て湿気を防ぐ事。

第十條 組合内に於て伝染病と認むべき患者あるときは組合員は直に組長又は副組長に報告するものとす。

第十一條 組長又は副組長に於て前條の報告を受けたるときは即時に患者家を訪問して其症状を視察し伝染病の疑ある時は直に之を市役所又は警察官吏に通報するものとす。

第十三條 組合内に於て貧困の爲め清潔法消毒法等を施行し能はざる者あるときは其組合より救護するものとす。

第十四條 伝染病予防法第八條の交通遮断を受る家に要する物品は組長又は副組長に於て便宜之を調達供給するものとす。

第十五條 前記各條外予防救濟其他諸般衛生に關しては市長衛生官吏又警察官吏の指揮に従ひ相当の設備をなすものとす。

以上の規約内容にみられる特徴を簡潔にまとめるならば、費用の自己負担、役員相互の互選、市当局や警察とのつながりなどが全ての規約に共通してみられる。一方、規約の変化を挙げると、予防のマニュアル化と項目の細分化(記録の保存)、日常的な予防/監視の強化、「連帯責任」的な側面の強調、業務の多様化、行政機構としての位置付けの明確化、といった点を指摘できるだろう。とくに衛生組合の活動を通して、今までにはない形式で上からの命令伝達と下からの報告という市長/警察-検疫医-組長(副組長)-組合員の双方向的なタテの関係の確立と組合員相互の監視というヨコの関係とが相互に関連づけられて確立されることになった。

衛生組合の役割のひとつとして「衛生思想」の確立が期待されていたことは上述したが、例えば1912(明治45)年の門司市衛生組長会の席上で佐藤防疫官は次のように訴えている。

「…余は諸君が衛生組長の責任として其組合員の虎疫予防に対する智識普及に尽力せられん事を希望する。如何に内務省や、県庁や、市役所や、警察署が東奔西走声をからして()ばとて、個人衛生が普及しない限り、到底防疫の目的を達する事は出来ない。是即ち衛生組合の必要なる所以で、市民の衛生思想が発達し、衛生組合が活動されたならば、門司市の虎疫も今日の如き状態とはならなかつたかも知れぬ。…」¹³⁵⁾

自己の「規律化」をはかることができる「人間」を作ることとは、日常的なふるまいを一定の方向へ規律化していくなかではじめて「受肉化」されると考えられるが、衛生組合という地区毎に境界づけられた組織はまさにこの「受肉化」の作業を担うように期待されていたのである。

しかしながら文面上で規約が制定されたことと衛生組合の活動が現実にもどの程度まで積極的に人々によって担われていたのかとはまた別問題である。例えば、1906(明治39)年に衛生組合が市内各部にその範囲を拡張して設置された際に、組長・副組長を選んでいる地区の数が少なく、「各自為すべく行ふべき義務と権利を放棄するは残念の事なり。公私の区別を明にし彼れと是れとを混同せず速に進んで設備を全ふせよ」¹³⁶⁾というように組長のなり手がいない状態であった。防疫という仕事の危険性や自らが費用負担を行わねばならないことも大きな障害となって、衛生組合の活動はその機能を果たす前段階で停止してしまっている。

この他、1907(明治40)年のコレラ発生に際して、衛生組長会の席上で組長が市当局者の不注意を批判したり、患者の自宅治療を認めるべきだと発言していることに対して、衛生組長が衛生組合の存在理由を知らず、全てを市や警察に任せていると非難されている¹³⁷⁾。

また1911(明治44)年の巡幸の準備において、衛生組長会が開催さ

れたが、組長の出席者90名余で全組長177名のかろうじて半分が出席という状態であった。この会議で市の吉川第一課長は、「我門司市は大元帥陛下御発着の地点と爲る次第なるに依り六万市民は共同一致公私の衛生上に一層注意を払ひ全力を傾け悪疫予防に務め怠るべからず…」と訓示し、組合内一般の健康状態に注意すること、発熱や下痢の患者がいる場合には市役所に届け出ること、葬儀に参加した者の家族は健康に留意すること、組合内に衛生委員を設けることなど、10項目にわたる注意事項が確認されている¹³⁸⁾。しかしながら市内の衛生組合はその過半数がほとんど活動をしていない状況であり、市当局は活動していない衛生組合を調査し相当の処置をとるという事態に追い込まれている。まず衛生組長という「名誉職」にある者に「公義務」としての意識を植えつけることからはじめねばならなかったのである¹³⁹⁾。

以上の事態は衛生組合の理念が行政と民衆の間でズレていたことを如実に示すものであろう。自分から進んでこの「義務」を担う「主体」はまだ形成されていなかった。

なおこうした衛生組合の活動の停滞は福岡県下で共通にみられ、1908年(明治41)年の各郡市衛生主任協議会の席上で、衛生組合が設置されているがほとんど活用されていないことに対して県当局から遺憾の念が述べられた¹⁴⁰⁾。

さてこれ以後の衛生組合の活動については不明な点が多いが、次第にその性質を変貌させていったのではないかと想像される。傍証にとどまるが若干の事例を指摘しておく。

1926(大正15年)12月に門司市は町総代制を実施したが、その理由として現在まで市の行政業務を衛生組合の助力によっておこなってきたが、行政事務が激増したために、衛生組長本来の責務からいってもそれが不可能になった点があげられている¹⁴¹⁾。もしこれが事実であるならば、衛生組合の事務は狭義の「衛生」の枠組を越えた活動までおこなっていたことになる。伝染病等の減少ということが大きな原因であることは確かであるが、大正時代の15年間で衛生組合が行政事務を遂行するまでに行政当局のなかに組み込まれていたと考えられる。また方面委員事業が1925(大正14)年末に開始された際に方面委員は困窮者の調査/救済を衛生組合の協力を得ておこなっていることなども、衛生組合が各地区の人々の生活状態を日常的に把握していたことを想像させる。

また門司市連合衛生組合評議員会において、1926(大正15)年1月より『門司衛生』という会報を刊行する計画(発行されたのかどうかは未確認)が決められたほか、下水溝改修工事、公共便所改良、塵芥焼却場の設置、市営火葬場の設置、堀川市場の衛生施設改善促進などを市当局に陳情することが決定されており¹⁴²⁾、明治期とは

逆に市行政に対して能動的に対応する組織へと変化しているのである¹⁴³⁾。

以上のように門司における衛生組合の活動に関しては不明な点が多く確実なことはいえないが、その理念と現実の活動の間には大きな懸隔があったと考えられる。とくにコレラの流行が繰り返された明治期にはその活動は停滞しており、その活動を過大評価することはできないように考える¹⁴⁴⁾。だが衛生組合はある範疇を可視化し、そこに住む人々をあらゆる意味で「生産力」として把握することに成功していたこともまた否定できない。

(2) 社会諸施設の構想と現実

(a) 水の「征服」

衛生問題との関連で上水道の整備は早くから門司港にとって最大の問題であり、その完成は同時に都市空間と人々の生活を大きく変えるものであった。

1892(明治25)年7月に内務省技師のW.K.バルトンが招聘され、水道設置のための調査がおこなわれた。そのなかで今後の人口増加も予測して人口6万人に給水可能な設備の設置が勧告され、大久保谷と清滝谷に貯水池を設けてこれから市街に導水する計画が最も容易であると報告されている¹⁴⁵⁾。

その後、コレラなど伝染病が流行するたびに水道布設の議論が生じたが、常に費用問題／経済問題をめぐって紛糾している。1902(明治35)年のコレラ流行時では下水道工事を優先させることになったがその背景には上水道布設反対の動きがあったといわれ、また1906(明治39)年に特別家屋税による増収案が市会で付議可決された時も一部市民からも激しい反対が生じた¹⁴⁶⁾。水道料金の負担をめぐっても議論がおこり水道布設賛成の議員宅への直接行動という事態も生じており、最後までもめている。最終的に1907(明治40)年に内務省から工事を許可され、1911(明治44)年に天皇の巡幸に合わせて一部通水を開始し、翌年に完全通水した。

1913(大正2)年4月現在の給水状況をおくと、計量給水が327戸、専用放任給水が653戸、共用専任給水が3067戸であるが、全戸数の三分の一にとどまっており、給水料金の値下げをおこなうなど普及活動が歳入上／衛生上で重視されている。また海岸部8ヶ所に放任共用栓が設置され、労働者に水道水を無料で供給しているが、これも衛生の「経済」を考慮してのことであった¹⁴⁷⁾。

門司における上水道布設は、最初の計画から通水まで20年間を費

やした。その理由の大半は誰が費用を負担するかであり、とくに石炭商と市行政が市会を舞台として対立を繰り返すことで、その布設を遅延させた。

(b) 尿尿処理の市営化問題

尿尿処理問題は都市化の進行による周辺農村の状況などにより、各市でその深刻さの度合いに相違がみられる。福岡県内各市の処理方法や慣習は(第1-12表)であるが、とくに八幡市は早くから個人業者がかなりの量を汲み取っていた。

門司の場合に、尿尿は周辺農村のほか山口県豊浦郡彦島や同郡の各地に販売していたが、コレラなどが発生した場合には山口県令により汲み取りが禁止され、市内には尿尿が溢れかえる事態をたびたび迎えることになった¹⁴⁸⁾。また農民の汲み取り量が時期によって不安定であったことなどから、伝染病が流行するたびに尿尿をどのように処理するかが衛生問題として大きな懸案となった。

尿尿が有価物であり財源確保という面からも尿尿汲み取りの市営事業化が何度か議論されたが、尿尿による収入が一部の貸家業者にとって重要な収入源であったことから市営化に対しては反対運動が発生している¹⁴⁹⁾。1920(大正9)年に市内有志によって肥料会社を設立させる計画¹⁵⁰⁾が実行され、翌年にはもうひとつの会社と合わせて市が一日に排泄する量の半分を汲み取っていた。しかし肥料価格の低落によって経営難に陥っており、また市営にした場合に年間で7万円の費用が見込まれることから尿尿問題の抜本的な解決に至っていない¹⁵¹⁾。

この後、一部市営化が決定されたが、搬出場所や搬出用の車の車庫の位置をめぐる地元住民が反対したほか、汲取業者と農民も市営化に反対するなど¹⁵²⁾、その実施は1923(大正12)年に持ち越され区域も一部分にとどまっている。

「循環」の思想の完成はこうした社会的インフラストラクチャーの土台のうえに達成されるものであったが、それは多くの市と同様に反対運動を含めて政治問題となっている。その理由は各地区や個別の利害が優先されてしまい、その間を調停し市域全体の立場から計画を推進していく力を行政が十分に展開できる段階に達していなかったからであると考えられる。

第1-12表 福岡県内主要都市の都市屎尿処分状況(1925)

都市名	営業別	区域	汲取戸数(戸)	一年屎尿量(石)	料金	処分方法
門司	市営 個人業者 農民	一部	275	1752	7銭(1人1月) 15-25銭(1荷) 無料	売却 売却 自家肥料
若松	個人業者 農民	一部	509		30銭((1人1月) 20銭(1荷)	無料交付 自家肥料
八幡	個人業者 農民	市の1/6	4372	65083.2	25-35銭	売却 自家肥料
福岡	農民				糠米三升 (汲取人から市民へ) 無料	自家肥料
久留米	農民				無料	自家肥料
大牟田	農民				不明	
小倉	農民				若干の代償	自家肥料
下関	農民				一部有料/無料	自家肥料

資料：藤原九十郎「都市の屎尿処分問題」都市問題7(6), 1933年。

おわりに

1914(大正3)年に門司警察署では、全市を甲乙丙の三区に分割して、検疫官と巡査に命じて最も病気の発生しやすい地区を重点的に毎日800戸づつ調査しているが、予想以上に患者が少なくこれも衛生思想が「下層社会」まで普及してきた結果である、と評価している¹⁵³⁾。こうした事態の出現を、単に衛生思想の普及徹底、衛生施設の完成という「進歩」の物語としてのみ捉えることが事態の一面しかみていないことは、以上の記述から明らかであろう。

最後に今までの論点をもう一度確認しておきたい。

伝染病をめぐる基本的な三つの「方法」が、相互に重なりながら時間を前後しつつ都市空間の再構造化を規定していたと考えられる。

第一は異質な者や危険な者の「囲い込み」と排除である。交通遮断や避病院への隔離、さらには「労働者街」構想から窮民の救済(救済や医療の対象となることは社会から脱落した者として把握される)は、多くの場合に恒常的ではなく応急的な措置ではあり、問題となる空間の内部だけの均質化/可視化が目指される。

第二は衛生組合などに代表されるいたるところでの「監視」と日常生活の管理である。第一とは異なり予防対策に重点が置かれ日常生活のたちふるまいが全て問題化されるようになる。またこの「監視」の方法が、上水道や下水渠の設置による通気性や排水の便のよい住宅づくりや街路の拡張といった都市空間で生じる循環の可視化/均質化の動きと連動していることは自明であろう。

第三は誰からも「強制」されずに、自らが健康で清潔な生活を積極的に作り出すことを自明のものとすることである。ここでは可視化/均質化された空間を前提とした「個別化」が生じる。この「主体」は問題をできるかぎり自分で解決する能力を求められるが、逆にこの主体は歴史的につくられた一定の生活水準の保障を国や自治体に積極的に求めることになる。

対象の把握を軸にしてこの三つの方法を位置付けた場合に、第一、第二の方法が対象をあくまでも客体として把握し、それに働きかけることを前提としているのに対して、第三の方法は、対象それ自体が「主体」としての能力を発揮することが期待され前提とされている。これに対して対象のひろがり軸にした場合に、第二、第三の方法は専ら個人に働きかけるという点では微細ではあるといえるが、それと同時に大きな計画性をもった事業が必要とされる点で第一の方法とは異なる。

都市社会事業や都市計画は、米騒動以降を契機として1920年代か

ら本格的に開始されるが、その前提となる方法は部分的にはあるが伝染病とむきあう過程から生み出されてきたといえるのではないだろうか。

第2、3章では都市社会の構造変動への対応としてはじまった都市社会政策の展開を追うことで、第三の方法が都市空間を再構造化していく過程とそれが諸階層にどのように受容されたかを見ることにしたい。

《 注 》

- 1) 立川昭二『病気の社会史』, 日本放送出版協会, 1971, 169-250頁。
またコレラに関しては、山本俊一『日本コレラ史』, 東京大学出版会, 1982, 944頁。
- 2) 内海 幸「伝染病と国家・外国人・不潔の構図(上),(下)」, 歴史学研究, 639, 640, 1992a, 44-51頁, 10-29頁、同「アジアコレラ対策と不潔の排除——八七七年の流行をめぐって——」, 社会科学討究, 38(2), 1992b, 59-99頁、小野芳朗「衛生の諸相」, (吉田光邦編『一九世紀日本の情報と社会変動』京都大学人文科学研究所研究報告, 1985), 357-375頁、同「病の世紀—衛生と養生—」, (横山俊夫編『視覚の—九世紀—人間・技術・文明—』, 思文閣, 1992), 395-432頁、杉山 弘「疫病・衛生・民衆—民衆意識の「近代化」—について」, 隣人6, 1989, 14-25頁、ひろたまさき『差別の諸相 日本近代思想史体系22』, 岩波書店, 1990, 516頁など。
- 3) 労働者の「規律化」が働かない／働けないことに対する恐怖に基づいた「差別」のうえにはじめて可能になったという点で、衛生問題は労働力の再生産と組織化といった諸問題にもつながる。富山一郎「労働の規律と「伝統的」なるもの」, 新しい歴史学のために198, 1990, 1-11頁。
- 4) Kearns, R.A., Place and Health: Towards a Reformed Medical Geography. Professional Geographer, 45(2), 1993, pp. 139-147.
Dorn, M. and Laws G., Social Theory, Body Politics, and Medical Geography: Extending Kearns's Invitation. Professional Geographer, 46(1), 1994, pp. 106-110.
- 5) アラン・コルバン(山田登世子・鹿島茂訳)『においの歴史—嗅覚と社会的想像力』, 藤原書店, 1990, 特に117-179頁。
- 6) M. フーコー(福井憲彦訳)「健康が語る権力」, (桑田禮彰・福井憲彦・山本哲士編『ミシェル・フーコー』, 新評論, 1984), 122-141頁、同, (田村俊訳)『監獄の誕生—監視と処罰—』, 新潮社, 1977, 198-228頁。
- 7) 富永茂樹「統計と衛生—社会調査史試論」, (阪上孝編『1848—国家装置と民衆』, ミネルヴァ書房, 1985), 119-148頁、Driver, F., Moral geographies: social science and the urban environment on mid-nineteenth century England. Trans. Inst. Br. Geogr. N.S. 13, 1988, pp. 275-287.
- 8) 原田敬一「治安・衛生・貧民—1886年大阪の「市区改正」—」, 待兼山論叢史学編19, 1985, 1-23頁。同「都市貧民論—その支配の構造—」, 部落問題研究89, 1986, 111-129頁、同「環境の近代化と

- 下層社会」(『新修 大阪市史』第5巻,1991),507-549頁。
- 9) 安保則夫『ミナト神戸 コレラ・ペスト・スラム 社会的差別史形成史の研究』,学芸出版社,1989,326頁。
 - 10) 小林文広「明治期、コレラの流行と被差別部落」,京都部落史研究所紀要,7,1987,19-39頁。同「都市と公衆衛生-京都の「貧民部落」をめぐって-」,京都部落史研究所紀要,9,1989,53-73頁。
 - 11) 馬場義弘「三新法期の都市行政-大阪の衛生行政を事例に-」,ヒストリア141,1993,48-68頁。
 - 12) 見市雅俊・高木勇夫・柿本昭人・川越修『青い恐怖白い街』,平凡社,1990,297頁、見市雅俊「公衆衛生の発展と身体の規律化-ヨーロッパ近代-」,(『シリーズ世界史への問い5 規範と統合』岩波書店,1990),273-300頁など。
 - 13) 秋草 実「近代的港湾都市門司の成立とその発展」,(門司市役所編『関門経済史』1,1952),1-38頁、岡倉伯士「近代門司の形成と門司港の発展」,(門司市役所編『関門経済史』2,1959),1-32頁、野口文「門司築港会社と明治期の門司の都市形成」,Museum Kyushu 25,1987,31-36頁など。
 - 14) 不破和彦「港湾労働者の同盟罷業と『組』制度-明治期・門司港の石炭仲仕の事例-」,東北大学教育学部研究年報23,1975,75-139頁、古賀良一「解題」,(古賀良一編『北九州社会労働史年表』,西日本新聞社,1980),6-40頁、来島 浩「北九州工業地帯における港湾荷役労働-門司・若松両港の石炭荷役労働を中心として-」,徳島大学教養部紀要(人文・社会科学)23,1988,25-57頁、『北九州市史 産業経済I』,1991,1185-1211頁など。特に「女仲仕」に関しては、林えいだい『海峡の女たち-門司港沖仲仕の社会史-』,葦書房,1983,318頁。
 - 15) 『門司新報』1898年10月8日。
 - 16) 『門司新報』1896年11月3,8日。
 - 17) 『門司新報』1898年11月16日。
 - 18) 『門司新報』1896年6月30日。
 - 19) 『門司新報』1893年9月23日、1895年6月26日など。
 - 20) 『門司新報』1895年6月30日。
 - 21) 荷馬車営業のための馬が市内で130頭ほどおり、その他に肥料運搬などで近郊農村からも多くの牛馬が往来していた。『門司新報』1915年10月23日。
 - 22) 『門司新報』1906年6月26日。
 - 23) 「黄塵の門司」『門司新報』1908年5月2日。
 - 24) 「街木なき門司市街」『門司新報』1909年8月12日。
 - 25) 『門司新報』1895年12月21日。
 - 26) 『門司新報』1902年3月14日。1924(大正13)年には門司市連合衛

生組合が防塵設備の完成を要求して浅野セメント会社に質問書を提出しており、降灰問題は全市的な問題へと拡大している。『門司新報』1924年5月20日。

- 27) 『門司新報』1906年6月13日。
- 28) 『門司新報』1910年2月15日。
- 29) 『門司新報』1906年7月31日。
- 30) 『門司新報』1901年4月13日。
- 31) 「門司港の発達と門司警察」『門司新報』1894年5月16日。
- 32) 「…門司市は風俗上に於ても亦都市たるの価値を有せずその爰に至れる所以のもの畢竟市が都市の体面に適合する何等設備なく不潔不衛生的の状態は比較的都市経営に勢力ある有力家をして愛市心を脱却せしむるが故なり而して此等中流以上の市民は去て長府又は大里等の風光明眉の村落に閑棲し以て市の往來は主として營業事務所たらずんば……。」『門司新報』1906年6月13日。
- 33) 1895(明治28)年に清潔社幹事岡部修蔵、正蓮寺住職などの発起によって門司教育社が設置されているが、その理由は「窮民の救済は窮民を助けるだけでなく、港内の風紀取締を可能にする」ことにあった。『門司新報』1895年12月3日。
- 34) 『門司新報』1893年9月23日。
- 35) 『門司新報』1900年3月8,9日。
- 36) 『門司新報』1908年11月5日。
- 37) 『門司新報』1893年9月19日。
- 38) 『門司新報』1895年5月14日。
- 39) 『門司新報』1896年5月22日。
- 40) 『門司新報』1900年12月16日。
- 41) 『門司新報』1906年6月13日。
- 42) 『福岡日々新聞』、『門司新報』1911年2月19日。
- 43) 『門司新報』1906年6月20日。
- 44) 『門司新報』1898年7月5日、8月31日、11月8日、12月23日。
- 45) 『労働世界』29号,1899年2月1日(労働運動史料委員会『労働世界』,中央公論事業出版,1960),295頁。
- 46) 『門司新報』1905年8月11日。
- 47) 『門司新報』1908年4月30日。
- 48) 『門司新報』1898年7月3日。
- 49) 『門司新報』1914年6月26日。
- 50) 『門司新報』1898年7月6日、1903年9月8日。
- 51) 『門司新報』1903年8月30日。
- 52) 中川清「解題」,中川清編『明治東京下層生活誌』,岩波書店,1994,293-309頁。
- 53) 『門司新報』1895年8月31日。

- 54) 高野江基太郎編『門司港誌』, 1897, (名著出版, 1973), 115-117頁。
- 55) 『門司新報』1901年7月9日。
- 56) 1908(明治41)年に門司仲仕同業組合が荒物仲仕を組織して創設され、その組合員200名余(1910年現在)であった。『門司新報』1910年12月13日。また第3章第1節も参照。
- 57) 『門司新報』1906年7月31日。なおこれ以前に高橋是清らによる委員会報告が「廣く細民の貯蓄を促すの方法手段如何」として掲載されている。『門司新報』1900年11月2, 6日。
- 58) 「婦人の石炭仲仕(上・下)」『門司新報』1898年7月1, 2日。
- 59) 『門司新報』1903年7月2, 4, 5, 8-10, 14, 15, 17, 18日、8月27-29日。
- 60) 『門司新報』1915年5月20日。なお1926(大正15)年には108軒の「三等料理屋」があり370名の女性が働いていた。『門司新報』1925年8月26日。
- 61) 『福日』1919年12月17日。
- 62) 『九州日報』1922年1月9日。
- 63) 『九州日報』1926年3月6日。
- 64) 『門司新報』1924年11月22日。なお佐々木信彰「1920年代における在阪朝鮮人の労働=生活過程-東成・集住地区を中心に-」, (杉原薫・玉井金五編『大正/大阪/スラム もうひとつの日本近代史』, 新評論, 1986), 161-212頁を参照。
- 65) 『福日』1917年8月12日。
- 66) 『門司新報』1920年12月14日。
- 67) 『門司新報』1925年7月7日。
- 68) 『門司新報』1903年6月28日、中山主膳編「門司上水道誌」, 1961、(吉永禹山・中山主膳編『門司郷土叢書 第六巻』, 図書刊行会, 1961), 603-618頁、門司市水道史編さん委員会編『門司市水道史』, 1963, 22-29頁など。
- 69) 『門司新報』1903年6月17日。
- 70) 『門司新報』1911年10月6日。
- 71) 「門司湯屋の困状(一)~(五)」『門司新報』1917年1月21, 23, 24, 25, 27日。
- 72) 1927年に門司衛生組合連合会は衛生上の観点から洗湯と薬湯の兼業取締を県に要請している。『九州日報』1927年4月13日。
- 73) 『門司新報』1903年6月2日。
- 74) 『門司新報』1903年6月25日。月に平均して60円程度の収入になったという。
- 75) 『門司新報』1903年6月6日。
- 76) 『門司新報』1903年6月6日。
- 77) 『門司新報』1903年6月20日。
- 78) 石灰水の消毒液から白衣にいたるまで「白」という色は清潔の

- 色であり、したがって権力の色でもあった。成沢 光「近代日本の社会秩序」,(東京大学社会科学研究所編『現代日本社会4 歴史的前提』,東京大学出版会,1991),77-140頁。
- 79)『門司新報』1903年6月19日。
- 80)『門司新報』1914年6月26日。
- 81)『門司新報』1905年8月23日。
- 82)『門司新報』1906年7月10日。
- 83)関 順也「門司農村の分解過程」,(門司市役所編『関門経済史2』,1954),63-90頁。
- 84)『門司新報』1927年11月3,5,6,7日。
- 85)「門司の果物と菜蔬」『門司新報』1910年2月23~27日。
- 86)「門司名物石炭仲仕」『門司新報』1898年7月6日。
- 87)「下層社会と食物」『門司新報』1898年9月3日。
- 88)『門司新報』1905年8月12日。
- 89)『門司新報』1903年9月11日。
- 90)『門司新報』1894年5月27日。
- 91)『福日』1907年8月22日。
- 92)『門司市史』,1936,(1974,名著出版),379頁。
- 93)『門司新報』1902年8月26-29,31日、9月2-4日。
- 94)「都市の膨張に伴ふ経営と門司市」『門司新報』1906年6月12日。
- 95)「貧民窟と其教育」『福日』1911年8月7日。
- 96)『門司新報』1911年10月12日。
- 97)柴田善守『小河滋次郎の社会事業思想』,日本生命済生会,1964,222頁。
- 98)波平は明治前期のコレラの衛生行政の特徴を次の4点にまとめている。①避病院を設けること、②特別な「印づけ」を行なったこと、③防疫の処理に警察が介入したこと、④医師はそのつど地方庁へ届け出をおこなうこと。波平恵美子『病氣と治療の文化人類学』,海鳴社,1984,121-140頁。
- 99)『福日』1907年9月8日。
- 100)門司市役所『門司市史』,1933,(1974,名著出版),381頁。
- 101)『門司新報』1895年5月8日、1896年10月28日。
- 102)『門司新報』1902年7月20日。また1917(大正6)年5月におこなわれた県衛生主任会において吉川衛生課長が警察署衛生主任におこなった指示事項のなかに、「伝染病隠蔽の弊風矯正に関する件」があり、地域差はあったが長い間病院を忌避する考え方が人々に根付いていたと想像される。『福日』1917年5月23日。
- 103)『門司新報』1899年4月7日。
- 104)「門司市に於ける労働者の取締及保護」『門司新報』1901年6月27,29日。また横浜市が市内に分散している労働者を1ヶ所に集

める労働者住宅の計画を作製したことが、『門司新報』紙上で紹介されており、その先進性が評価されている。『門司新報』1903年9月8日。

- 105)フーコーは懶病が「排除」の図式をもたらしただのに対して、ペストは「規律・訓練」の図式をもたらしたとする。前掲6)。
- 106)佐藤健二『風景の生産・風景の解放』,講談社,1993,134-160頁。
- 107)以上の記述は『門司新報』1911年2月1日、1912年1月1日、1922年7月12日をまとめたものである。
- 108)『門司新報』1893年7月7,8日。
- 109)『門司新報』1894年4月27日など。
- 110)『福日』明治44年7月25日。なお衛生展覧会の具体的内容については、田中聡「どこまで歩けば病気のない国 衛生展覧会の時空間」,現代思想20-6,1992,126-142頁などを参照。
- 111)『門司新報』1929年6月24日。
- 112)『門司新報』1902年4月16日。
- 113)『門司新報』1895年8月25日。なお最初の患者は清国からの軍用船に雇われていた労働者であった。
- 114)新聞紙上には死亡者/患者数、発病の原因と職業別患者数だけが掲載されており、この時期は患者の名前や町名は公表されていない。『門司新報』1895年5月7日、6月1,23日など。
- 115)『門司新報』1895年9月6日。
- 116)『門司新報』1895年9月14日。
- 117)『門司新報』1899年11月18日
- 118)『門司新報』1905年3月3日。
- 119)『門司新報』1894年6月1日。
- 120)前掲1)山本,511頁。
- 121)『門司新報』1901年6月2日。
- 122)『門司新報』1901年6月2日。
- 123)『門司新報』1896年6月7日。
- 124)『門司新報』1896年12月8日。
- 125)『門司新報』1911年9月1日。
- 126)門司市公報「塵芥及汚泥ヲ塊集スル為メ適當ノ容器ヲ設備スヘキ者…現在戸数12101戸の内該容器ノ完全ト認ムヘキモノ5474戸不完全ト認ムルモノ1545戸ニシテ其他ハ全然容器ヲ設備セザルノ不成績ヲ示セリ…殊ニ本年ハ九州ノ野ニ於テ秋季大演習施行ノ盛挙アリト聞ク此機会ヲ迎フル本市民ハ今ヨリ一層衛生的諸般ノ事項ニ注意シ内外旅客ヲシテ最モ安息ニ且愉快ニ遊覽セシムルコトハ蓋シ市民当然ノ責務ナリトス」。『門司新報』1911年4月7日。
- 127)『福日』1911年7月25日。
- 128)『門司新報』1911年7月16日。

- 129) 『門司新報』 1911年7月23日。
- 130) 『門司新報』 1911年10月12日
- 131) 「門司市と衛生事業」 『門司新報』 1901年5月25日。
- 132) 『門司新報』 1895年5月1日。
- 133) 『門司新報』 1900年3月10日。
- 134) 『門司新報』 1906年1月25日。
- 135) 『福日』 1912年9月20日。
- 136) 『門司新報』 1906年8月6日。
- 137) 『門司新報』 1907年9月6日。
- 138) 『門司新報』 1911年8月4日。
- 139) 『門司新報』 1911年9月1日。
- 140) 『九州日報』 1908年1月14日。
- 141) 町総代制度は町総代、副総代一名と評議員(若干名)を任意に選挙して市役所に届け出るもので、50戸以上100戸以下を根拠にして区域が定められている。区域数は大里63、小森江30、門司212、田ノ浦6であった。『門司新報』 1926年12月5日。但し昭和2年4月末で設置された町は半分に満たず、円滑に浸透していない。
『福日』 1927年1月11日、『門司新報』 1927年5月15日。
- 142) 『門司新報』 1925年11月29日。
- 143) このほか1925(大正14)年には九鉄と門築の両電車会社に対して沿道の撤水問題をめぐって要求をおこなっている。『九州日報』 1925年6月23日。
- 144) なお1903(明治36)年4月5日に門司私立衛生会が発足しているがこの会の具体的活動について不明である。『門司新報』 1903年4月7日。
- 145) 『門司新報』 1893年1月1, 5, 8, 10日。
- 146) 『門司新報』 1906年5月24, 25, 31日、6月2日。
- 147) 『門司新報』 1913年7月3, 4, 5日。
- 148) 『門司新報』 1902年7月18日、『福日』 1910年11月10日など。
- 149) 『九州日報』 1907年10月10日。
- 150) 『門司新報』 1920年9月22日。
- 151) 『門司新報』 1921年6月13日、8月11日。
- 152) 『門司新報』 1922年6月5日、7月19日。
- 153) 『門司新報』 1914年9月27日。